

議案第四十二号

中央区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
中央区子ども・子育て会議条例（平成二十五年七月中央区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二十人」を「二十五人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年九月一日から施行する。

（説明）

中央区子ども計画の推進に際し、子ども施策に若者当事者等の意見を反映させる必要があることから、子ども・子育て会議の委員の数を変更するため、この条例案を提出します。